トラベルローンのご案内

「アプラス旅行クレジット」ご利用のお支払例
例)旅行代金（139,800円）-お申込金（30,000）＝109,800円の場合、分割支払いすると、月々のお支払額は下記の通りです。他のプランもございます。

支払回数	初回お支払額	2回目以降お支払額	分割手数料	総お支払額
10回	12,239円	11,400円×9回	5,039円	114,839円

※支払回数は、3、6、10、12回からお選び下さい。
トラベルローンには申し込み書類の作成とアプラスよる審査がございます。ご希望に添いかねる場合もございます。
また審査にはお時間を要しますので、ご返送書類に関しましては指定の期日までに送付下さい。
アプラスの審査に通らない場合は、残金は現金でのお支払いとなります。予めご了承の上、お申し込みください。
※お申し込み金の3万円は、予約時に現金にてお振込みになります。

ビッグホリデー募集要項･旅行条件（抜粋）（お申し込み前に必ずお読み下さい）

この書面は旅行業法第12条の4による、取引条件説明書面及び旅行契約が締結された場合は同12条の5による契約書面の一部になります。
1.（1）この旅行はビッグホリデー株式会社が企画･募集し実施する企画旅行です。参加されるお客様と当社との企画旅行契約は記載されている条件及び下記の旅行条件と当社旅行業約款（募集型企画旅行契約）の部によります。
（2）募集型企画旅行契約の内容･条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表及び当社募集型企画旅行契約約款によります。
2.旅行のお申し込み
所定の旅行申し込み書に必要事項を記入し、当社宛までご返送ください。
今回のツアーは、お申し込み多数の場合、抽選とさせて頂きますので予めご了承ください。
3.契約の成立
募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申し込み代金又は旅行代金の全額を受領したときに成立するものとします。
4.取消料
お申し込み後、お客様のご都合で旅行を取消される場合には旅行代金に対してお1人様につき次に定める取消料を頂きます。なお、コースや日程変更の場合も同様に21日前までは無料、それ以降は下記取消料に準じます。お申し込み頂きましたお客様が、募集型企画旅行契約の第15条2項に該当するときは旅行開始前に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

取り消し日(出発日を含まず)	20日～8日前	7日～2日前	前日	旅行開始日	無連絡不参加及び旅行開始後
取り消し料率	20%	30%	40%	50%	100%

5.旅行催行の中止
（1）最少催行人員に満たないときは旅行の実施を取りやめることがあります。この場合は旅行開始の前日から起算して14日前までにご連絡をし当社がお預かりしている旅行費用は全額お返しし、この旅行契約を解除いたします。
6.旅程保証
（1）旅行日程における重要な変更が行われた場合は、旅行業約款（募集型企画旅行契約）の規定により、その変更の内容に応じて旅行代金の1％～5％に相当する額の変更補償金を支払います。但し、一旅行契約に支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15％を限度とします。又、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。※変更補償金の支払いが必要となる事項につきましては、お申し込み後にお送りする当社旅行業約款（募集型企画旅行契約）にてご確認ください。
7. 旅行契約の解除
当社は次に掲げる場合において、旅行開始前に募集型企画旅行契約を解除することがあります。
（1）旅行者が当社があらかじめ明示した性別･年齢･資格･技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが判明したとき。
（2）旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
（3）旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
（4）天災地変･戦乱･運送機関等における旅行サービスの提供の中止･官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
8. 特別補償
当社は当社の責任が生ずるか否かを問わず、募集型企画旅行約款の特別補償規定で定めるところにより旅行者が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来事故によってその生命、身体、又は手荷物の上に被った損害についてあらかじめ定める額の補償金及び見舞金をお支払いします。但し、下記の各号に掲げる事由によって生じた傷害及び損害に対しては、補償金等を支払いません。
（1）お客様の故意に法令に反する行為を行い、又は法令に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。
（2）旅行日程中、当社の手配に係る運送･宿泊機関等のサービスの提供を一切受けない日に生じた傷害及び損害。
（3）スカイダイビング･ハンググライダー等これらに類する危険な運動等に起因する場合。
（4）単なる外観の損傷であって補償対象品の機能に支障をきたさない損害。
（5）補償対象品の置き忘れ又は紛失。
9. このパンフレットは、平成26年11月現在の資料で作成しております。

Saki Shimizu

Momoko Tsugunaga

Chinami Tokunaga

Maasa Sudo

Miyabi Natsuyaki

Yurina Kumai

Risako Sugaya